

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

株式会社慶尚(以下「甲」という。)と高知南警察署(以下「乙」という。)は、地震、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。)における駐車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、大規模災害時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の使用)

第2条 乙は、大規模災害時における警察署の活動拠点(警察車両の一時退避場所)として、甲の駐車場を使用する必要があると認めるときは、甲に対し、期間を定めて当該使用について要請できるものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を承認する場合は、甲の業務に支障を及ぼさない範囲で、乙に甲の駐車場の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可された甲の駐車場の使用は、無償とする。

(協議事項)

第3条 大規模災害時における駐車場の一時使用に関して、この協定書に定めがない事項が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定書は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙から協定書の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和 6 年 11 月 3 日

甲 高知市和泉町8番8号
株式会社 慶尚

代表取締役

乙 高知市棧橋通4丁目15番11号
高知南警察署

署長